

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 2 日

各都道府県こども政策主管部局
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「令和 5 年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

平素から教育・保育施設等における重大事故の防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

この度、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 4 月 1 日付、こ成安第 2 号・4 教参学第 21 号）等に基づき、令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間内に、こども家庭庁又は文部科学省に報告があった重大事故の件数について、取りまとめて公表しましたので、情報提供します。

公表内容については、こども家庭庁ウェブサイトにも掲載しています。

(URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/shukei/>)

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市区町村及び施設・事業所に対して周知を図っていただくようお願いします。

また、国として示している「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月、以下、「ガイドライン」という。）を参考として、地方自治体、各施設・事業所において、事故防止や事故発生時の対応に取り組んでいただいておりますが、今回の事故報告集計の公表を機に、改めて、ガイドラインの周知及び事故報告の徹底を図り、引き続き、重大事故の発生防止のための取組を推進していただきますようお願いします。

なお、令和 5 年中は死亡事故や骨折事故が増加したことから、睡眠中、食事中、送迎用バスの置き去りに特化した啓発動画「こどもの命を守るために」、骨折事故防止に特化した啓発資料「骨折事故に関する危険な場面と対策」を作成していますので、これまで周知を図ってきた啓発資料に加えて、新たに作成した資料も研修等の機会を活用するなどして、周知を図っていただくよう併せてお願いします。

【啓発資料等】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業『教育・保育施設等における「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等の効果的な周知方策についての調査研究』（実施者：PwC コンサルティング合同会社）
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>
- こどもの命を守るために（こども家庭庁）【新規作成】
<https://www.youtube.com/watch?v=93pK05cd8Ds>
- 骨折事故に関する危険な場面と対策（こども家庭庁）【新規作成】
別添のとおり

【問合せ先】

- こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL：03-6858-0183
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会
学習・安全課安全教育推進室学校安全係
TEL：03-6734-2966

骨折事故に関する危険な場面と対策

～ 危険な場面 ～

本資料は、骨折事故の防止を目的として、「教育・保育施設等における事故情報データベース」の情報を基に、骨折事故が発生しやすい『危険な場面』と、自治体等が要因を分析した『対策』について、実際の事故事例を踏まえてまとめたものですので、事故防止の参考としてください。



走行中の転倒による事故が多く発生しています。よそ見したまま走る、両手で物を持ったまま走る、靴下のまま廊下等を走る、濡れた場所を走る、布団やタオル等の上を走るなどの場面で事故が発生しています。



正しい使い方であれば危険性の少ない遊具（玩具）であっても、使い方によっては、事故に繋がっています。特に、遊具から飛び降りることによる事故が多く発生しています。



狭いスペースで多くのこどもを遊ばせたことが事故に繋がっています。特に、同じスペースで異なる遊びをすることは、衝突や転倒の危険性がより高くなっています。



異年齢保育等において、年齢や体格が異なるこどもが一緒に遊ぶ（例えばドッジボール）ことは、遊びの内容によって強度に大きな差が生じ、事故に繋がる場合があります。



イベント（運動会、遠足等）当日の夕方や翌日などは、こどもの疲労が溜まっていたり、気持ちが高揚していたりすることで、事故に繋がりがやすくなっていると考えられます。



【こどもが水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！】

こどもが首や肩から水筒を下げたまま転倒した場合、骨折のほか、腹部に水筒が当たった衝撃で命に危険が及ぶ重篤な内臓損傷が起これるので、以下のポイントに注意しましょう。

- 水筒はなるべくリュックサック等に入れましょう。
- 水筒を首や肩にかけているときに走らないようにしましょう。
- 遊具等で遊ぶ場合は、水筒を置いて遊ぶようにしましょう。

※ 参考：消費者庁「こども安全メールfrom消費者庁（Vol.635 水筒を持ち歩くときの転倒事故に注意！）」

～ 対策 ～

※ 事故の発生防止は組織で対応することが重要です！施設・事業所の長等のリーダーシップの下、対策に取り組んでください。

Check1 日常的な環境整備

例えば、濡れた廊下はすべらないように拭く、つまづきやすい物を床に置かない、高窓付近に物を積み上げないなど、日常的に事故防止の観点から環境整備に努めましょう。

Check2 正しい使い方の指導

こどもに対して、遊具や玩具の正しい使い方をしっかりと伝えとともに、正しい使い方をしなければ怪我につながることを繰り返し知らせましょう。

Check3 遊びの内容に応じたスペースの確保

例えば、狭いコートでのドッジボール（相手と近距離になる）、狭い範囲での鬼ごっこ（衝突の可能性が高くなる）などが事故に繋がりがやすいので、適正なスペースの確保に努めましょう。

Check4 全体を見渡せる配置

こどもの遊びを見守る時は、複数の職員が同じ位置から同じ方向を見るのではなく、異なる位置から異なる方向を見るなど、全体の状況を見渡すことができる配置を心掛けましょう。

Check5 『危険』の早期発見・早期声掛け

見守り中は、危険な場面を早期に発見することに努めましょう。また、危険な場面を発見した場合は、直ちに声を掛けることで、事故を未然に防ぎましょう。

Check6 こどもと遊具の適合性の確認

こどもの発達段階（年齢・体格・運動能力等）を考慮して、遊具を準備しましょう。転落等に備えてマットを用意したり、直近で補助にあたるなどの対応を徹底しましょう。

Check7 過度な興奮状態の抑制

こどもが遊びに夢中になり過ぎると事故が起きやすい傾向があるため、途中で休憩を入れるなどして、興奮状態を抑制することにも留意しましょう。

※ 骨折事故防止対策の一例として、「教育・保育施設等における事故情報データベース」を基に、対策の一例を示しましたが、全ての施設・事業所に当てはまるものではありません。各施設・事業所の実状（こどもの人数、年齢、構成等）に応じた対策を検討してください。

「令和5年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について

教育・保育施設等で発生した死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICU に入る等）の事故を含む。）で、令和5年1月1日から令和5年 12 月 31 日までの期間内に国に報告があったものの件数について、別添のとおり取りまとめたので公表します。

【概 要】

- 報告件数は 2,772 件(対前年+311)
- 負傷等の報告は 2,763 件(対前年+307)、そのうち 2,189 件〔79%〕(対前年+292)が骨折によるもの。
- 負傷等の事故の発生場所は、施設内が 2,481 件〔90%〕（対前年+299）、そのうち 1,387 件〔56%〕（対前年+131）は施設内の室外で発生
- 死亡の報告は 9 件(対前年+4)

＜参考：事故報告制度の経緯＞

- 国においては、子ども・子育て支援新制度の施行に先立ち、平成 26 年 9 月、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設置し、検討会中間取りまとめ（平成 26 年 11 月）を踏まえ、平成 27 年 4 月、事故報告制度の見直しを行った。（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等、新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けられている。）

【見直しの内容】

- ① 報告の対象となる施設・事業の拡大
 - ② 重大事故の範囲の明確化
 - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成 29 年 11 月、児童福祉法施行規則を改正し、これまで認可外保育施設等については通知により国に報告を求めていたところ、認可外保育施設のほか、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業についても、事故の発生・再発の防止が努力義務とされ、事故が発生した場合における自治体への報告が義務とされた。
 - 集約した事故情報は、「教育・保育施設等における事故情報データベース」として、こども家庭庁 Web サイトで公表している。
(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>)

【問合せ先】

こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
課長補佐: 森島 正木
係長: 宮崎 航
TEL: 03-6858-0183

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
課長補佐: 合田 遼
係長: 吉田 慶太
TEL: 03-6734-2966

令和5年教育・保育施設等における事故報告集計

教育・保育施設等(※)において発生した死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含む。)で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間内に第1報があったものを集計した。

※ 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- ・幼稚園
- ・認可保育所
- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業(認可)
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ・認可外保育施設(企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)
- ・認可外の居宅訪問型保育事業

	負傷等					死亡	計
	内訳						
	(意識不明)	(骨折)	(火傷)	(その他)			
認定こども園・幼稚園・認可保育所等(※)	2,115	(23)	(1,638)	(3)	(451)	6	2,121
	(+224)	(+4)	(+193)	(▲3)	(+30)	(+1)	(+225)
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	648	(1)	(551)	(0)	(96)	3	651
	(+83)	(+1)	(+99)	(0)	(▲17)	(+3)	(+86)
計	2,763	(24)	(2,189)	(3)	(547)	9	2,772
	(+307)	(+5)	(+292)	(▲3)	(+13)	(+4)	(+311)
割合	99.7%	(負傷等の0.9%)	(負傷等の79.2%)	(負傷等の0.1%)	(負傷等の19.8%)	0.3%	100%
	(▲0.1)	(+0.1)	(+2.0)	(▲0.1)	(▲1.9)	(+0.1)	－

・ 各欄下段は、対前年比の増減数

※ 認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)以外の施設・事業

(利用するこどもの数)

- **幼保連携型認定こども園 813,103 人**
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- **幼稚園型認定こども園 162,982 人**
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- **保育所型認定こども園 127,015 人**
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- **地方裁量型認定こども園 5,080 人**
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- **幼稚園 841,824 人**
学校基本調査(文部科学省調べ(令和5年5月1日現在))
- **認可保育所 1,786,298 人**
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- **小規模保育事業 82,350 人**
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- **家庭的保育事業 2,698 人**
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- **居宅訪問型保育事業 120 人**
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- **事業所内保育事業(認可) 9,356 人**
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- **一時預かり事業 3,511,779 人**
令和4年度延べ利用人数(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実績))
※ 一般型及び余裕活用型(幼稚園型を除く。)
- **病児保育事業 968,448 人**
令和4年度延べ利用児童数(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実績))
- **子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ショートステイ 100,379 人、トワイライトステイ 34,067 人**
令和4年度利用者延べ人数(こども家庭庁成育局調べ(令和6年4月1日現在))
- **放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,457,384 人**
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(こども家庭庁成育局調べ(令和5年5月1日現在))
- **企業主導型保育施設 73,956 人**
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在))
※ 企業主導型保育施設の人数は、認可外保育施設の人数の内数である。
- **認可外保育施設 226,970 人**
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在)を基に同庁が算出)
※ 認可外保育施設は、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設を指す。
- **認可外の居宅訪問型保育事業 6,025 人**
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在))

(施設・事業数)

- 幼保連携型認定こども園 6,475 か所
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- 幼稚園型認定こども園 1,307 か所
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- 保育所型認定こども園 1,354 か所
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- 地方裁量型認定こども園 84 か所
認定こども園に関する状況について(内閣府子ども・子育て本部調べ(令和4年4月1日現在))
- 幼稚園 8,837 か所
学校基本調査(文部科学省調べ(令和5年5月1日現在))
- 認可保育所 22,237 か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 小規模保育事業 6,013 か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 家庭的保育事業 794 か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 居宅訪問型保育事業 23 か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 事業所内保育事業(認可) 682 か所
保育所等関連状況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和5年4月1日現在)を基に同庁が算出)
- 一時預かり事業 10,506 か所
令和4年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実績))
※ 一般型及び余裕活用型(幼稚園型を除く。)
- 病児保育事業 4,141 か所
令和4年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実績))
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 978 か所
令和4年度実施箇所数(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実績))
- 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) ショートステイ 974 か所、トワイライトステイ 543 か所
子育て短期支援事業の実施箇所数について(こども家庭庁成育局調べ(令和4年度実施箇所数))
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 25,807 か所
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(こども家庭庁成育局調べ(令和5年5月1日現在))
- 企業主導型保育施設 4,370 か所
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在))
- 認可外保育施設 9,186 か所(事業所内保育施設 4,313 か所、ベビーホテル・その他 4,873 か所)
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在)を基に同庁が算出)
※ 認可外保育施設は、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設を指す。
- 認可外の居宅訪問型保育事業 6,502 か所
認可外保育施設の現況取りまとめ(こども家庭庁成育局調べ(令和4年3月31日現在))

① 死亡及び負傷等の事故概要

		負傷等(※2)				死亡 (※2)	計
		意識不明	骨折	火傷	その他		
幼保連携型認定こども園	567	2	471	2	92	1	568
幼稚園型認定こども園	31	0	24	0	7	0	31
保育所型認定こども園	117	0	91	0	26	0	117
地方裁量型認定こども園	2	0	1	0	1	0	2
幼稚園	38	0	35	0	3	0	38
認可保育所	1,267	19	949	1	298	1	1,268
小規模保育事業	17	1	7	0	9	1	18
家庭的保育事業	1	0	1	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	1	0	1	0	0	0	1
事業所内保育事業(認可)	2	0	2	0	0	0	2
一時預かり事業	2	0	2	0	0	0	2
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	0	2	0	0	0	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	648	1	551	0	96	3	651
企業主導型保育施設	27	1	22	0	4	0	27
地方単独保育施設(※1)	5	0	4	0	1	0	5
その他の認可外保育施設	34	0	25	0	9	3	37
認可外の居宅訪問型保育事業	2	0	1	0	1	0	2
計	2,763	24	2,189	3	547	9	2,772

※1 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設をいう。

※2 各項目について(用語の整理であり、以下の報告事例があったことを意味するものではない。)

- ・ 意識不明: 事故に遭った際に意識不明になったもの(その後、意識不明の状態が回復したもののほか、てんかん等の病気に起因するものを含み、令和5年12月末までの間に死亡したものは除く。)
- ・ 骨折: 切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものを含む。
- ・ その他: 指の切断、唇、歯の裂傷等を含む。
- ・ 死亡: 第1報の報告時に「意識不明」であり、その後、第2報以降の報告時(令和5年12月末までの間)に「死亡」として報告のあったものを含む。

② 年齢別

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	放課後 児童ク ラブ等	計
幼保連携型認定こども園	4	22	30 (1)	75	125	208	104	—	568 (1)
幼稚園型認定こども園	0	2	3	6	4	12	4	—	31
保育所型認定こども園	2	3	15	18	22	34	23	—	117
地方裁量型認定こども園	0	0	1	0	1	0	0	—	2
幼稚園	0	0	1	2	12	21	2	—	38
認可保育所	9 (1)	58	83	162	306	443	207	—	1,268 (1)
小規模保育事業	0	1 (1)	15	2	0	0	0	—	18 (1)
家庭的保育事業	0	0	0	1	0	0	0	—	1
居宅訪問型保育事業	0	1	0	0	0	0	0	—	1
事業所内保育事業(認可)	0	1	0	0	0	0	1	—	2
一時預かり事業	1	0	0	0	0	0	1	—	2
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)	0	0	1	0	0	0	0	1	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライ トステイ)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	—	—	—	—	—	—	—	651 (3)	651 (3)
企業主導型保育施設	1	4	8	5	4	4	1	—	27
地方単独保育施設	0	0	1	0	1	2	1	—	5
その他の認可外保育施設	4 (3)	2	2	8	7	8	5	1	37 (3)
認可外の居宅訪問型保育 事業	0	0	0	1	0	1	0	—	2
計	21 (4)	94 (1)	160 (1)	280	482	733	349	653 (3)	2,772 (9)

- ・ 年齢は事故発生時の満年齢
- ・ ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数値の内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	219 (1)	320	28	1	568 (1)
幼稚園型認定こども園	11	17	3	0	31
保育所型認定こども園	61	42	14	0	117
地方裁量型認定こども園	2	0	0	0	2
幼稚園	12	24	2	0	38
認可保育所	550 (1)	583	134	1	1,268 (1)
小規模保育事業	12 (1)	1	5	0	18 (1)
家庭的保育事業	1	0	0	0	1
居宅訪問型保育事業	0	0	1	0	1
事業所内保育事業(認可)	0	2	0	0	2
一時預かり事業	2	0	0	0	2
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	194 (1)	378	79 (2)	0	651 (3)
企業主導型保育施設	19	5	2	1	27
地方単独保育施設	2	1	2	0	5
その他の認可外保育施設	14 (3)	13	10	0	37 (3)
認可外の居宅訪問型保育事業	1	1	0	0	2
計	1,101 (7)	1,387	281 (2)	3	2,772 (9)

・ ()内の数字は死亡事故の件数で、上段の数値の内数

④ 死亡事故における主な死因

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	放課後児童 健全育成事業 (放課後児童 クラブ)	その他の 認可外 保育施設	計
SIDS	0	0	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0	1	1
病死	1	0	0	0	0	1
溺死	0	0	0	1	0	1
その他 (※)	0	1	1	2	2	6
合計	1	1	1	3	3	9

・ 令和5年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

※ 「その他」は、急性硬膜下血腫が1件、死因不明等が5件である。

⑤ 死亡事故発生時の状況

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	放課後児童 健全育成事業 (放課後児童 クラブ)	その他の 認可外 保育施設	計
睡眠中	0	0	1	0	3	4
プール活動 ・水遊び	0	0	0	1	0	1
食事中	1	0	0	0	0	1
その他(※)	0	1	0	2	0	3
合計	1	1	1	3	3	9

・ 令和5年に死亡事故の報告があった施設のみ掲載

※ 「その他」は、食事直後が1件、施設内(室内)活動中が1件、施設外(公園等)活動中が1件である。

参考① 過去の報告件数等

[各年の集計について]

集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成 25 年に判明した 31 件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・ 平成 16 年から 20 年：4 月から 3 月まで
- ・ 平成 21 年：4 月から 12 月まで（平成 21 年 1 月から 3 月発生分は平成 20 年分として集計）
- ・ 平成 22 年から 26 年：1 月から 12 月まで
- ・ 平成 27 年：認可保育所及び認可外保育施設（地方単独保育施設及びその他の認可外保育施設）は 1 月から 12 月まで、認定こども園及び小規模保育事業は 4 月から 12 月まで
- ・ 平成 28 年以降：1 月から 12 月まで

○ 死亡事故

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	一時預かり事業	家庭的保育事業	病児保育事業	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	認可外保育施設	計
H16	－	－	－	7	－	－	－	－	－	7	14
H17	－	－	－	3	－	－	－	－	－	11	14
H18	－	－	－	5	－	－	－	－	－	8	13
H19	－	－	－	3	－	－	－	－	－	12	15
H20	－	－	－	4	－	－	－	－	－	7	11
H21	－	－	－	6	－	－	－	－	－	6	12
H22	－	－	－	5	－	－	－	－	－	8	13
H23	－	－	－	2	－	－	－	－	－	12	14
H24	－	－	－	6	－	－	－	－	－	12	18
H25	－	－	－	4	－	－	－	－	－	15	19
H26	－	－	－	5	－	－	－	－	－	12	17
H27	1	0	0	2	1	0	0	0	0	10	14
H28	0	0	0	5	0	0	1	0	0	7	13
H29	1	0	0	2	0	0	0	1	0	4	8
H30	0	0	0	2	0	0	1	0	0	6	9
R1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3	6
R2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2	5
R3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5
R4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	5
R5	1	0	0	1	1	0	0	0	3	3	9
計	4	1	1	68	2	1	2	1	3	151	234

- ・ これまで死亡事故の報告があった施設・事業のみ掲載
- ・ 平成 26 年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。
- ・ 平成 27 年以降の地方単独保育施設における死亡事故は平成 27 年の 1 件(認可外保育施設の内数)のみ。
- ・ 平成 28 年以降の企業主導型保育施設における死亡事故は令和 4 年の 1 件(認可外保育施設の内数)のみ。
- ・ 令和元年以降は、第 1 報の報告時に「意識不明」であり、その後、第 2 報以降の報告時(令和 5 年 12 月末までの間)に死亡として報告のあったものも件数に含む。

○ 負傷等(死亡事故以外)

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園	幼稚園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業(認可)	一時預かり事業	病児保育事業	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	企業主導型保育施設	地方単独保育施設	その他の認可外保育施設	認可外の居宅訪問型保育事業	計
H27	12	3	2	1	13	342	1	0	0	0	0	0	0	0	228	-	8	3	0	613
H28	51	8	11	1	20	469	1	0	0	0	0	0	2	0	288	0	3	8	0	862
H29	72	7	10	1	24	727	6	0	0	1	2	0	5	0	362	2	8	7	0	1,234
H30	173	19	40	0	40	892	14	0	0	1	1	0	1	1	420	6	7	17	0	1,632
R1	280	27	25	1	35	879	13	0	0	1	2	0	1	0	445	8	3	18	0	1,738
R2	312	23	45	3	55	1,080	18	1	0	3	1	0	0	0	429	13	3	24	0	2,010
R3	462	29	61	3	49	1,189	18	0	1	4	3	0	0	0	475	18	3	27	0	2,342
R4	482	25	74	0	36	1,189	23	1	0	8	1	0	2	0	565	23	0	27	0	2,456
R5	567	31	117	2	38	1,267	17	1	1	2	2	0	2	0	648	27	5	34	2	2,763
計	2,411	172	385	12	310	8,034	111	3	2	20	12	0	13	1	3,860	97	40	165	2	15,650

- ・ 過去に公表した「教育・保育施設等における事故報告集計」の件数(死亡事故以外)を示したものを。

参考② 事故防止に係るこれまでの取組等

1 国における有識者会議の設置

- 平成 28 年 4 月、国に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を開始。
- 平成 30 年 7 月には地方自治体の検証報告等や事故情報データベースの分析を踏まえ再発防止策の検討を行い、年次報告として取りまとめて公表(以降、毎年取りまとめて公表)。

2 ガイドライン等の周知、注意喚起

- 平成 28 年 3 月、検討会最終報告(平成 27 年 12 月)を受け、自治体に以下を通知。
 - ・ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」
重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や事故発生時の対応方法を周知。
＜ガイドライン URL＞ <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
 - ・ 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
重大事故の再発防止のため、死亡事故等の重大事故について、事後的な検証を実施するよう自治体に要請。
- 平成 28 年 10 月、認可外保育施設での死亡事故、特に午睡中の死亡事故が多いことから、ガイドラインの周知徹底や、睡眠中の窒息リスクの除去の方法、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項等に係る周知啓発資料等を自治体宛てに通知。
- 平成 29 年 6 月、プール活動・水遊びが始まる時期に合わせ、プール活動等を行う場合の適切な監視・指導体制の確保について、
 - ・ 監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントの事前教育を行うこと。
 - ・ 保育士等に対して心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けること。
 - ・ 119 番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくこと。等の注意喚起を自治体宛てに通知し、こどもの安全を最優先するという認識を日頃から共有するなど、保育所等における安全について周知。以降、毎年通知を发出。
- 平成 29 年 9 月、一部の自治体において重大事故の検証が進んでいない状況が見受けられたことから、検証の実施について、改めて周知。
- 平成 29 年 12 月、有識者会議での議論を踏まえ、睡眠中の事故防止等、速やかに注意喚起すべき事項について取りまとめ、自治体宛てに通知。
- 令和元年 6 月、総理指示を基に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省連名で「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」を自治体宛てに通知し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施するなど、関係府省庁が連携して交通安全対策を推進。

○ 令和2年2月、誤嚥による乳幼児の死亡事例が複数発生している状況を踏まえ、内閣府、消費者庁、文部科学省及び厚生労働省の連名で「食品による子どもの窒息事故に関する注意喚起について」を自治体宛てに通知。以降、毎年節分行事前に食品等の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起を発出。

○ 令和3年8月、送迎用バスに置き去りにされた園児が熱中症により亡くなった事例を踏まえ、厚生労働省、文部科学省、内閣府の連名で「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」を自治体宛てに通知。令和4年9月にも同様の置き去りによって熱中症で園児が亡くなる事案が発生したことを踏まえ、当該通知の再周知を行うとともに、総理指示により送迎用バスを有する全ての施設に対し、緊急点検及び地方自治体の協力を得て実地調査を実施。

また、令和4年9月、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」を設置し、同年10月には、以下の項目を内容とする「こどものバス送迎・安全徹底プラン ～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」を策定。

- ・ 所在確認や安全装置の装備の義務付け
- ・ 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
- ・ 安全管理マニュアルの作成
- ・ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

○ 令和4年4月、園外活動時等において、園児のみが当該活動を行った場所に取り残された状態で保育士等がその場を離れる事案が発生したことを踏まえ、厚生労働省及び内閣府の連名で、「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」を、文部科学省からは「幼児期における園外活動時の参考資料の送付について」を自治体宛てに通知。

○ 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」において、教育・保育施設等の職員向けの分かりやすい啓発資料を作成し、自治体、施設・事業所に発出。

<啓発資料>

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/accident-prevention-at-nursery-facilities.html>

○ これらのほか、各種自治体説明会や研修会等において、ガイドライン等の周知を実施。